

大学生等を扶養している
保護者の方へ

令和8年度も

引き続き

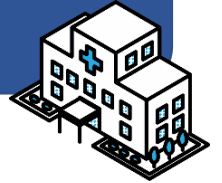
京丹後市が

医療費を

支援します!!



電気・ガス・食料品等の価格高騰が続く中、大学生・専門学校生等（以下「大学生等」という。）と生計を一にする保護者の経済的負担軽減を目的として、大学生等が医療機関で受診した際の医療費の自己負担額の一部を補助します！



※令和8年4月診療分から令和9年3月診療分が対象

対象者	自己負担額
中学卒業まで	200円
高校生	200円
大学生等（市民税非課税世帯）	200円
大学生等（市民税課税世帯）	200円

※自己負担額は1医療機関ごとの月額

申請期限内に
必ず申請してください

◇申請期限

必要な書類を揃えて下記の期限までに各市民局（峰山を除く）窓口または保険事業課へ申請してください。（郵送可）

診療日	申請期限
令和8年4月1日～令和9年1月31日	令和9年2月26日（金）
令和9年2月1日～令和9年3月31日	令和9年5月31日（月）

詳細は裏面をご覧ください

◇補助金額

医療機関へ支払った保険適用の医療費から、1か月1医療機関（入院・外来別、保険調剤薬局分含む）ごとに200円を超えた自己負担分を補助します。

〈注意〉

- 差額ベッド代、文書料などは保険適用外の医療費です。
- 令和8年4月診療分から令和9年3月診療分までが補助対象です。
- 医療費が高額になった場合は、加入の健康保険組合等から高額療養費の給付を受けた後の自己負担分が対象です。



事前に申請を！

入院などにより医療費が高額になる見込みがある場合は、加入している医療保険に対し、事前に限度額適用認定証（マイナ保険証の方を除く）の交付申請をしてください。

◇補助対象者

- 次の全てにあてはまる大学生等を扶養している、京丹後市に住民登録がある保護者
- 令和8年度に19歳から22歳になる人（生年月日：H16.4.2～H20.4.1）
 - 大学や専門学校等、本市が認める教育施設に在学している人
 - 福祉医療（母子・父子家庭医療、障害者医療）、生活保護、子育て支援医療の適用を受けていない人
 - 婚姻していない人（事実婚を含む）

※所得による制限はありません。

※市民税非課税世帯の大学生等は、「子育て支援医療費」の対象となるため本補助金の対象外です。



◇申請に必要な書類

- 有効期限が記載された学生証、在学証明書その他大学生等の身分を証する書類（写し可） ※卒業後に申請する場合は、卒業証書等の写しでも可
- 受診者の資格確認書等の写し
※卒業後に申請する場合は、大学生等の期間で使用した被保険者証等の写し
※資格確認書等の写しとは・・・大学生等及び扶養者の保険が確認できるもの
- 領収書の原本

〈注意〉申請の都度、書類の添付をお願いします。



お問合せ先

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地
京丹後市 市民環境部 保険事業課 Tel 0772-69-0220